災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和8年11月24日
株式会社Emyii少額短期保険

令和８年11月20日からの大雪に係る災害により、被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域において被害を受けられたご契約者の皆様に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」について、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。
担当窓口：0120-953-827
受付時間：月～金午前9時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始休業期間を除く)

事故受付：0120-936-058（AI電話事故受付）
受付時間：24時間365日対応
※株式会社あそしあ少額短期保険との共同保険のため、
連絡は株式会社あそしあ少額短期保険のフリーコールにて承ります。

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
福島県	11 月 20 日	耶麻郡北塩原村（やまぐんきたしおばらむら） 耶麻郡猪苗代町（やまぐんいなわしろまち）

以上